

湘南鎌倉医療大学学術情報リポジトリ運用指針

(趣旨)

第1条 湘南鎌倉医療大学学術情報リポジトリ (Shonan Kamakura University of Medical Sciences Academic Repository) (以下「リポジトリ」という。)は、湘南鎌倉医療大学 (以下「本学」という。)において生成された学術研究・教育活動の成果・資源等 (以下「成果」という。)を収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段によって無償で発信・提供することにより、本学の学術研究・教育活動の発展に資するとともに、社会に貢献するものである。なお、この指針において、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用)

第2条 リポジトリの管理及び運用は、湘南鎌倉医療大学図書館(以下「図書館」という。)が行うものとする。

(登録者)

第3条 リポジトリに成果を登録することができる者(以下「登録者」という。)は以下に掲げるものとする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員および学生。
- (2) その他、図書館長が認めた者

(登録対象)

第4条 リポジトリに登録することができる成果は以下の要件を満たすものとする。ただし本学で発行される報告書・パンフレット・講演もしくは研修会資料等については、原則的にすべてリポジトリに登録するものとする。

- (1) 学術的な研究成果・教育資源であること。
- (2) 登録者が作成に関与したものであること。
- (3) 法令上、社会通念上または情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (4) 著作権・知的財産権および個人情報保護に係る法令および学内の関連する諸規定を順守していること。
- (5) その他、図書館長が認めたもの。

(登録)

第5条 登録者は、リポジトリのシステムを通じて成果を登録することができる。なお、著作権者の了解が得られた場合には図書館が登録作業を代行することができる。

(登録された成果の利用)

第6条 図書館は以下の方法により、リポジトリに登録された成果を利用する。

- (1) 当該成果の全文を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開する。
- (3) 利用・保存のために必要な複製・媒体変換を行う。

第7条 図書館は、リポジトリに登録された成果の利用については、以下のことを遵守する。

- (1) 第6条に定める利用方法以外による利用は行わない。
- (2) 公開された成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。(以下の文章をリポジトリのトップページに配する。※ご利用にあたって：本リポジトリに登録されているコンテンツの利用については、著作権法に規定されている私的使用や引用などの範囲内で行ってください。)

(著作権と利用許諾)

第8条 リポジトリに登録される成果の著作権については、以下の通り取り扱うものとする。

- (1) 成果の著作権が登録者のみに帰属する場合は、登録者は第6条に定める利用を無償で許諾するものとする。
- (2) 成果の著作権が複数の者に帰属する、あるいは著作権が登録者以外に帰属する場合、登録者はほかの著作権者に対し、第6条に定める利用について、あらかじめ無償での許諾を得ておくこととする。
- (3) 成果がリポジトリに登録された後も、著作権は図書館に移転されることなく、著作権者のもとに留保される。

(成果の削除・非公開化)

第9条 図書館は以下のいずれかに該当する場合には、リポジトリに登録された成果を削除または非公開化することができる。

- (1) 登録者もしくは著作権者が、理由を付して削除または非公開化の申請を行った場合。
- (2) 社会的に見て内容が著しく不適切である場合。
- (3) その他、登録によって支障が生じると認められる場合。

(免責事項)

第10条 図書館は、成果の登録および公開あるいは利用によって発生した、いかなる損害についても一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第11条 この指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書委員会の議を経て図書館長が定める。

(改正)

第12条 この指針を改正しようとするときは、図書委員会の議を経て図書館長が行う。

附則

この運用指針は、令和3年9月1日から施行する。